

民事執行法令和元年改正点の運用に関する
アンケートの分析結果

『民事執行法令和元年改正点の運用に関するアンケート』の概要

1 実施期間

2022年2月8日～2022年3月22日

2 実施対象

日本弁護士連合会全会員

3 回答方法

Webアンケートシステムから回答

4 回答者数

333件

【資料】

- 1 令和元年民事執行法改正アンケート集計結果（p 1～）
- 2 令和元年改正民事執行法アンケートに関するコメント（p 14～）

令和元年民事執行法改正アンケート集計結果

<目次>

- I 制裁について
- II 不動産情報について
- III 勤務先情報について
- IV 口座情報について
- V 株式情報について
- VI 制度の不利用について

I 【制裁内容の変更（民事執行法213条1項5号及び6号）】について

- Q 1 財産開示期日の不出頭や虚偽陳述に対する制裁が30万以下の過料から6月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑罰に変更されました。改正法施行後、不出頭者等への制裁を求めて捜査機関に告発したことはありますか。また、裁判所へ告発を求めたことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。ある場合は、具体的な内容を御記入ください。

表 1

	回答数	割合
ある	49	14.7%
ない	284	85.3%
計	333	

(注)「ない」という回答数の中には改正法施行後に財産開示手続を利用していない回答者も含まれています。

- Q 2 刑罰化に伴い、不出頭者に対する制裁を求める上で支障となった点がありますか。(支障が予想されたため断念された方も、予想された内容をご回答ください。)(複数回答可)

表 2

	回答数	
窓口が裁判所から捜査機関に変更されたため、手間が増えた。	38	19.6%
必要とされる提出資料が増えた。	30	15.5%
捜査機関の対応が遅い。	43	22.2%
実際に制裁が課せられる可能性が低減した。	29	14.9%
その他	54	27.8%
この肢の回答数	194	

II 【不動産情報の取得手続（民執法205条1項）】について

- Q 1 不動産情報の取得手続を利用又は利用の検討をしたことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3

	回答数	割合
利用したことがある	17	5.1%
利用したことはないが、利用を検討したことはある	109	32.7%
利用したことも利用を検討したこともない	207	62.2%
この肢の回答数	333	

Q 2 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 債務名義の種類は何ですか。該当する項目全てにチェックを付けてください。(先取特権の場合にはその他に種類をご記入ください)

表 4

	回答数	割合
判決	11	64.7%
和解調書	3	17.6%
民事調停調書	0	0%
家事調停調書	3	17.6%
仮執行の宣言を付した判決	0	0%
仮執行の宣言を付した損害賠償命令	0	0%
仮執行の宣言を付した支払督促	0	0%
執行証書	0	0%
確定判決と同一の効力を有する支払督促	0	0%
確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断	0	0%
その他	0	0%
この肢の回答数	17	

Q 3 - 1 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目 1 つにチェックを付けてください。

表 5

	回答数	割合
あった	2	11.8%
なかった	15	88.2%
この肢の回答数	17	

Q 3 - 2 (不動産情報の取得手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

Q 4-1 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続及び前置された財産開示手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号・2号)を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表6

	回答数	割合
あった	3	17.6%
なかった	14	82.4%
この肢の回答数	17	

Q 4-2 (不動産情報の手続及び前置された財産開示手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また, 具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表7

	回答数	割合
提出する書式が分かりづらかった	0	0%
申立書や資料の訂正, あるいは, 資料の追加を指示された。	0	0%
どこまで債務者の財産について調査をすればよいのか不安に思った。	1	25%
要件充足を示す疎明資料が入手困難	1	25%
その他	2	50%
この肢の回答数	4	

Q 5-1 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 不動産情報の取得手続の申立てに際して, 先取特権に基づく申立てをしたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表8

	回答数	割合
先取特権に基づく申立てをしたことはない	16	94.1%
先取特権に基づく申立てをしたことがある	1	5.9%
この肢の回答数	17	

Q 5-2 (口座情報の取得手続の申立てに際して, 先取特権に基づく申立てを「したことがある」と答えた方への質問です) 「執行開始要件を満たすこと」への支障, 不動産情報の取得手続及び前置された財産開示手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号・2号)を満たすこと」への支障

以外に何か支障を感じたことはありませんでしたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 9

	回答数	割合
なかった	1	100%
あった	0	0%
この肢の回答数	1	

Q 5 - 3 (その他の支障が「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 1 0

	回答数	割合
先取特権の存在を示す資料が入手困難	0	0%
その他	0	0%

Q 6 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 不動産情報開示の制度を利用した結果をお答えください。該当する項目全てにチェックを付けてください。

表 1 1

期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができた。	1	6.3%
期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかった。	1	6.3%
期待した情報を得ることができなかった (理由も下記の中からお答えください)。	12	75%
情報が古かった。	0	0%
情報がなかった。	12	75%
その他	0	0%
その他	2	12.5%
この肢の回答数	16	

Q 7 (不動産情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 取得した情報の取扱いに関して支障を感じたことはありませんでしたか。あった場合は、具体的な内容を御記入ください。

表 1 2

	回答数	割合
なかった。	17	100%

あった。	0	0%
「目的外利用」の該当性判断について悩んだ。	0	0%
その他	0	0%
この肢の回答数	17	

Ⅲ【勤務先情報の取得手続（民執法206条1項）】について

Q 1 勤務先情報の取得手続を利用又は利用の検討をしたことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 1 3

	回答数	割合
利用したことがある	36	22.1%
利用したことはないが、利用を検討したことはある	109	66.9%
利用したことも利用を検討したこともない	18	11%
この肢の回答数	163	

Q 2 （勤務先情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）債務名義の種類は何ですか。（先取特権の場合にはその他に種類をご記入ください）

表 1 4

	回答数	割合
判決	10	23.8%
和解調書	7	16.7%
民事調停調書	0	0%
家事調停調書	17	40.5%
仮執行の宣言を付した判決	1	2.4%
仮執行の宣言を付した損害賠償命令	0	0%
仮執行の宣言を付した支払督促	2	4.8%
執行証書	4	9.5%
確定判決と同一の効力を有する支払督促	0	0%
執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断	0	0%
その他（否認請求申立事件の決定）	1	2.4%
この肢の回答数	42	

Q 3 - 1 （勤務先情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）この手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 1 5

	回答数	割合

あった	11	30.6%
なかった	25	69.4%
この肢の回答数	36	

- Q 3 - 2 (勤務先情報の取得手続の要件のうち、執行開始要件を満たすことに支障が「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 1 6

	回答数	割合
送達上の問題	7	43.8%
その他	9	56.3%
この肢の回答数	16	

- Q 4 - 1 (勤務先情報の取得手続をで「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続及び前置された財産開示手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号・2号)を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 1 7

	回答数	割合
あった	12	33.3%
なかった	24	66.7%
この肢の回答数	36	

- Q 4 - 2 (勤務先情報の取得手続及び前置された財産開示手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件を満たすこと支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 1 8

	回答数	割合
提出する書式が分かりづらかった	2	10%
申立書や資料の訂正, あるいは, 資料の追加を指示された。	3	15%
要件充足を示す疎明資料が入手困難	2	10%
どこまで債務者の財産について調査をすればよいのか不安に思った。	6	30%
その他	7	35%
この肢の回答数	20	

Q 5 (勤務先情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 勤務先情報開示の制度を利用した結果をお答えください。該当する項目全てにチェックを付けてください。

表 1 9

	回答数	割合
期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができた。	10	21.3%
期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかった。	10	21.3%
期待した情報を得ることができなかった(理由も下記の中からお答えください)。	(21)	
情報が古かった。	4	8.5%
情報がなかった。	14	29.8%
その他	3	6.4%
その他	6	12.8%
この肢の回答数	47	

Q 6 (勤務先情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 取得した情報の取り扱いに関して支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。あった場合、具体的な内容を御記入ください。

表 2 0

	回答数	割合
なかった。	33	91.7%
あった。(理由も下記の中からお答えください)。	(3)	
「目的外利用」の該当性判断について悩んだ。	1	2.8%
目的外利用と疑われた。	1	2.8%
その他	1	2.8%
この肢の回答数	36	

IV【口座情報の取得手続(民執法207条1項1号)】について

Q 1 口座情報の取得手続の利用又は利用の検討をしたことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 2 1

	回答数	割合
利用したことがある(債務名義に基づく申立ての場合と先取特権に基づく申立ての場合の両方を含みます。)	126	38.1%

利用したことはないが、検討したことはある。	88	26.6%
利用したことも検討したこともない	117	35.3%
この肢の回答数	331	

- Q 2 - 1 (口座情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 2 2

	回答数	割合
あった	24	19%
なかった	102	81%
この肢の回答数	126	

- Q 2 - 2 (口座情報の取得手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 2 3

	回答数	割合
送達上の問題	5	20%
その他	20	80%
この肢の回答数	25	

- Q 3 - 1 (口座情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号・2号)を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 2 4

	回答数	割合
あった	39	31%
なかった	87	69%
この肢の回答数	126	

- Q 3 - 2 (口座情報の取得手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号・2号)を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 2 5

	回答数	割合

提出する書式が分かりづらかった	5	8.2%
申立書や資料の訂正,あるいは,資料の追加を指示された。	8	13.1%
どこまで債務者の財産について調査をすればよいのか不安に思った。	25	41%
要件充足を示す疎明資料が入手困難	8	13.1%
その他	15	24.6%
この肢の回答数	61	

Q4-1 (口座情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 口座情報の取得手続の申立てに際して,先取特権に基づく申立てをしたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表26

	回答数	割合
先取特権に基づく申立てをしたことはない	126	100%
先取特権に基づく申立てをしたことがある	0	0%
この肢の回答数	126	

Q4-2 (口座情報の取得手続の申立てに際して,先取特権に基づく申立てを「したことがある」と答えた方への質問です) 口座情報の取得手続の要件のうち「執行開始要件を満たすこと」への支障,「強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文,197条1項1号・2号)を満たすこと」への支障以外に何か支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表27

	回答数	割合
なかった	0	0%
あった	0	0%

Q4-3 (その他の支障が「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また,具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表28

	回答数	割合
先取特権の存在を示す資料が入手困難(0	0%
その他	0	0%

Q5 (口座情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) 口座情報開示の制度を利用した結果をお答えください。該当する項目全てにチェックを付けてください。

表29

	回答数	割合
期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができた。	21	12.9%
期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかった。	79	48.5%
期待した情報を得ることができなかった（理由も下記の中からお答えください）。	(57)	
情報が古かった。	5	3.1%
情報がなかった。	45	27.6%
その他	7	4.3%
その他	6	3.7%
この肢の回答数	163	

Q 6 （口座情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）取得した情報の取り扱いに関して支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。あった場合、具体的な内容を御記入ください。

表 3 0

	回答数	割合
なかった	118	93.7%
あった（理由も下記の中からお答えください）。	(4)	
「目的外利用」の該当性判断について悩んだ。	4	3.2%
目的外利用と疑われた。	0	0%
その他	4	3.2%
この肢の回答数	126	

V 【株式等情報の取得手続（民執法207条1項2号）】について

Q 1 株式情報等の取得手続を利用したことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3 1

	回答数	割合
利用したことがある（債務名義に基づく申立ての場合と先取特権に基づく申立ての場合の両方を含みます）。	15	20.5%
利用したことはないが、検討したことはある。	30	41.1%
利用したことも検討したこともない。	28	38.4%
この肢の回答数	73	

- Q 2 - 1 (株式情報等の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3 2

	回答数	割合
あった。	1	6.7%
なかった。	14	93.3%
この肢の回答数	15	

- Q 2 - 2 (株式情報等の取得手続の要件のうち執行開始要件を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 3 3

	回答数	割合
送達上の問題。	0	0%
その他	1	100%
この肢の回答数	1	

- Q 3 - 1 (株式情報等の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です) この手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号及・2号)を満たすことに支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3 4

	回答数	割合
あった。	3	20%
なかった。	12	80%
この肢の回答数	15	

- Q 3 - 2 (株式情報等の取得手続の要件のうち強制執行等の不奏効等の要件(民執法206条1項本文, 197条1項1号及・2号)を満たすことに支障を感じたことが「あった」と答えた方への質問です) その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。(複数回答可)

表 3 5

	回答数	割合
提出する書式が分かりづらかった。	0	0%
申立書や資料の訂正,あるいは,資料の追加を指示された。	0	0%
どこまで債務者の財産について調査をすればよいのか不安に思った。	1	25%

要件充足を示す疎明資料が入手困難（	1	25%
その他	2	50%
この肢の回答数	4	

Q 4 - 1 （株式情報等の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）株式情報の取得手続の申立てに際して、先取特権に基づく申立てをしたことはありますか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3 6

	回答数	割合
先取特権に基づく申立てをしたことはない	14	93.3%
先取特権に基づく申立てをしたことがある	1	6.7%
この肢の回答数	15	

Q 4 - 2 （株式情報の取得手続の申立てに際して、先取特権に基づく申立てを「したことがある」と答えた方への質問です）Q 2 - 1, Q 3 - 1の事項以外で何か支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。

表 3 7

	回答数	割合
なかった。	1	100%
あった。	0	0%
この肢の回答数	1	

Q 4 - 3 （その他の支障が「あった」と答えた方への質問です）その支障はどのようなものでしたか。また、具体的な内容を御記入ください。（複数回答可）

表 3 8

	回答数	割合
先取特権の存在を示す資料が入手困難。	0	0%
その他	0	0%

Q 5 （株式情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）株式情報開示の制度を利用した結果をお答えください。該当する項目全てにチェックを付けてください。

表 3 9

	回答数	割合
期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができた。	1	6.7%
期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかった	2	13.3%

た。		
期待した情報を得ることができなかった（理由も下記の中からお答えください）。		
情報が古かった。	0	0%
情報がなかった。	10	66.7%
その他	2	13.3%
その他	0	0%
この肢の回答数	15	

Q 6 （株式情報の取得手続を「利用したことがある」と答えた方への質問です）取得した情報の取り扱いに関して支障を感じたことはありましたか。該当する項目1つにチェックを付けてください。あった場合、具体的な内容を御記入ください。

表 4 0

	回答数	割合
なかった。	15	100%
あった。	0	0%
「目的外利用」の該当性判断について悩んだ。	0	0%
目的外利用と疑われた。	0	0%
この肢の回答数	15	

VI【最終アンケート】について

第三者から情報を取得する制度について、いずれの利用も検討もしなかった方は、Q 1にご回答ください。

それ以外の方は、ここでアンケートは終了です。ありがとうございました。

Q 1 利用・検討しなかったことについて何か理由があればご教示ください。

表 4 1

	回答数	割合
債権の回収を求められる事件がなかった。	47	58.8%
債権の回収を求められたが、第三者からの情報取得手続によらずに回収できた。	18	22.5%
債権回収のために有益な制度とは思えなかった。 （有益な制度と思えなかったと感じた点）	8	10%
その他	7	8.8%
この肢の回答数	80	

以上

令和元年改正民事執行法アンケートに関するコメント

1 はじめに

本アンケートは、令和元年に改正された民事執行法の運用上の問題点ないし改善点を明らかにする目的で質問を作成し、回答を求めたが、自由記載欄には、更なる改正を求める意見も多く寄せられた。このことをあらかじめお断りした上で、以下、手続ごとに、運用の問題点、更には改善事項を意識しつつ、回答の傾向等についてコメントする。

2 【制裁内容の変更（民事執行法213条1項5号及び6号）】について

(1) 告発件数からも、関心の高さがうかがえること

告発を求めたことがあるとする回答が49件あり、かなりの割合で、制裁を求めていることが伺える。

(2) 告発先

告発先は、警察署と検察庁に分かれているが、検察庁に告発した場合、警察署に告発するように促されている。

裁判所に、告発するように上申したとするケースもある（結果は不明である。）が、裁判所は積極的に対応していない。

(3) 告発理由

告発理由は、不出頭がほとんどであるが、虚偽陳述もあった。

(4) 告発結果

処罰されたとする報告はなかった。処分結果が判明している回答（3件）はいずれも不起訴処分である。そのほかの告発案件は、まだ結果が出ていないと思われる。

(5) 制裁の支障となっている事由

各肢の割合は、「捜査機関の対応が遅い」（回答数中22.2%）、「窓口が裁判所から捜査機関に変更されたため、手間が増えた」（回答数中19.6%）、「必要とされる提出資料が増えた」（回答数中15.5%）、「実際に制裁が課せられる可能性が低減した」（回答数中14.9%）、「その他」が最も多い27.8%であった。

「その他」の具体的な記載としては、「警察が告発を受理しようとししない」、「本件について知識があるのか、本当に告発を受理して捜査に着手するのか疑問」等といった選択肢1と同趣旨の捜査機関に対する不信感や不満を指摘して告発自体を断念したものが多かった。その余の具体的な記載としては、①捜査機関と民事執行法213条1項6号の「正当な理由」の解釈で議論となった旨の報告（送達において付郵便送達や家族が受け取っていた場合に、本人が呼出しを認識していたと言えるのか、ひいては不出頭に正当理由がないとは言えないのではないかと）といった捜査機関から指

摘)、②刑罰だと重すぎて求めづらい等刑事処罰に疑問を呈する意見、③裁判所から、受刑中であることを理由に制裁を与えることができないとの説明を受けたこと(未決・既決者への出頭確保の問題か)、④出頭はするが十分な回答がない場合に刑事罰につなげられないと処罰規定の実効性に疑問が生じるとの指摘などがあった。

3 【不動産情報の取得手続(民執法205条1項)】について

(1) 総論

不動産情報の取得手続は、施行が他の手続よりも一年余り遅い令和3年5月1日であったこともあり(当アンケートの実施は令和4年3月)、利用したことがあるとの回答数は、17件と少なかった(Q1)。

利用したことがある回答者の中では、現行制度の要件(執行開始要件、不奏功等要件)があることを前提として、各手続に関して支障を感じなかったとする回答が多数であった(Q3-1、Q4-1)。

他方、109名が、利用したことはないが利用を検討したことはあると回答している(Q1)。

以下、自由記載欄での意見を整理し紹介する。

(2) 利用の妨げとなる要素

「要件、特に不奏功等要件が厳しく、使いにくい。」というものや、財産開示前置要件の撤廃を求めるものがあった。

(3) 運用上の問題点

「どこまで債務者の財産について調査をすればよいのか不安に思った。」「要件充足を示す疎明資料が入手困難」、「必要な資料が多すぎる」という回答があったが、(2)で指摘する不奏功等要件が厳しいという意見と通じるものであろう。

調査範囲については、全国規模の照会をすると時間がかかると言われている点を心配する声がある一方、「47都道府県全ての不動産情報の取得を求めたところ、何らの指摘も受けることなく手続が進み情報提供が行われた」との情報もあった。今のところ全国規模の照会でもそれほど支障はないようである。

(4) 本執行との連携

利用したとの回答16件のうち、提供された情報に基づき債権回収が実現できたものは2件で、12件は期待した情報を得ることができなかったというものであった。

4 【勤務先情報の取得手続(民執法206条1項)】について

(1) 総論

勤務先情報の取得手続は、債務名義に表示される債権の属性が、養育費や婚費等あ

るいは生命・身体に対する不法行為の損害賠償請求権に限定されていることもあり、利用したことがあるとの回答数は、36件と少なかった（Q1）。

他方、利用したことはないが、利用を検討したことはあるとするものが109件あった（Q1）。

以下、自由記載欄の意見を整理・紹介する。

(2) 利用の妨げとなる要素

いずれも立法論で、債務名義の限定の撤廃を求めるものが最も多く、21件あった。次いで、財産開示前置の撤廃を求めるものが16件、不奏功等要件の撤廃を求めるものが6件あった（以上、重複回答を含む）。

債務名義の限定の撤廃を求める理由として、給与債権を差し押さえることができる請求債権が限定されているわけではないのに、勤務先情報に関して請求債権の種類を限定する理由はないはずであるというものである。

(3) 運用上の問題点

要件充足を示す疎明資料が入手困難という回答が複数あった（なお、困難な資料の対象は不明である）。

(4) 制度改革を望む声

「自営業等で勤務先情報がない人には全く役に立たない。しかしながら、自営業であれば税務申告はするはずである。養育費、婚姻費用といった扶養請求に関する強制執行だけでも、強制執行時に税務署から直接情報を取れる制度を創設するなどの改善を強く希望する。」という意見もあった。

(5) 本執行との連携

利用したことがあるという回答36件中、①期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができたとする回答（10件）及び②期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかったとする回答（10件）と併せて、過半数の20件が本執行に利用できていた。他方、情報を得ることができなかったという回答の中には、情報が古かった、又は、情報がなかったという回答もあった。

5 【口座情報の取得手続（民執法207条1項1号）】について

(1) 総論

口座情報の取得手続は、利用したことがあるとの回答数は126件、利用したことはないが、利用を検討したことはあるとするものが88件あった（Q1）。

もともと、第三者からの情報取得手続の目玉と目されており、申立てができる債務名義が限定されず、財産開示手続が前置されていない等、他の手続と比べ、制度上も

利用しやすい手続となっている。

なお、自由記載欄において、現行制度の要件自体について不満あるいは撤廃すべきという改正意見を寄せている点は、他の手続と同様の傾向がみられる。

(2) 利用の妨げとなる要素

不奏功等要件は不要であるという意見の他、不奏功等要件が密行性を阻害しているという意見があった。

なお、不奏功等要件に関連するが、債務者名義の不動産が存在する場合、税滞納など外部から判明し得ない事情で無剰余になり執行できない場合があるのだから、不動産の有無にかかわらず預貯金の情報取得手続を認めて欲しいという意見もあった。

口座情報を一括して照会できるシステムを望む意見が多く聞かれた。この点、東日本大震災の際の被災者預貯金制度照会制度のように、全銀協に照会して全金融機関から回答を得られるような制度の構築をすべきとの意見があった。

その他、取引（出入金）の履歴等、取得しうる情報の拡張を求める声もあった。

(3) 運用上の問題点

東京地裁のひな形が分かりづらい、財産調査結果報告書におけるエクセルの書式設定が不適切で記入しづらかった等の意見があった。

不奏功等要件との関係で、「従前登記情報で通ったものが担当者によっては登記事項証明を提出するよう求められた」、「競売申立てが取下になった理由について疎明を求められたが執行裁判所は記録閲覧を認めなかった」、「敵対当事者であれば住所地等の不動産以外当然わからないと思うが、わからない理由を記載したところ、その疎明を求められた」、「法律上請求権がない事項についてのその旨の上申書をもとめられた」と言った指摘があった。

資料の収集に苦勞した点として、不動産が存在する場合の不動産の評価について、原則として固定資産評価証明書の提出が必要とされているが、不動産の評価の疎明について、地方自治体に固定資産評価証明書の開示根拠がないので出せないと言われたとの指摘も複数あった。

「築年数の古い共有不動産の査定書を出して無剰余の見込みを示すも却下見込みを伝えられた」との報告もあった。同種の問題意識から、「不動産執行費用を下回る債務額の場合、本人名義の不動産があり、執行することも出来ず、情報取得手続に進めない」とする指摘や「不動産があるけれども実際に強制執行をするまでに複数の差押えが競合する可能性があり債権の全額の満足が得られない可能性があるにもかかわらず、一定の価値がある不動産があると預貯金口座の情報取得の要件を満たさないとされた」との指摘もあった。

「第三者からの情報提供書送付用に、レターパックを必要とする裁判所と切手を貼った封筒で良い裁判所があり、費用の面、また申立時の送付がかさばることから、

切手を貼った封筒に統一していただきたい」との意見もあった。

(4) 弁護士会照会（23条の2）との対比

幾つか指摘されている事項があるので、紹介しておく。

弁護士会照会（23条の2）と比較した場合、弁護士会照会の方が有利な点は、不奏功等要件がないこと、債務者に通知が行かないこと、履歴情報がもらえること（なお、全ての金融機関が履歴情報を提供しているわけではない点で注意する必要がある。）等がある。他方、弁護士会照会については、全ての金融機関が回答するわけではないという問題点が指摘されている。

なお、費用については、弁護士会照会の方が、申立手数料が高いように見えるが、口座情報の取得手続では、各金融機関の現在事項証明書の添付が必要となる等、必要とされる資料が多いため、総合的な負担は大差がないとの意見があった。

(5) 本執行との連携

利用したことがあるという回答126件のうち、①期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができたとする回答が21件、②期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかったとする回答が79件で、2つを合わせると、100件が債権回収に結び付いたとしている。

6 【株式等情報の取得手続（民執法207条1項2号）】について

(1) 総論

株式等情報の取得手続を利用したことがあるとの回答数は、15件であった。利用したことはないが、利用を検討したことはあるとするものが30件あった（Q1）。

(2) 運用上の問題点

株式等情報の取得手続は、口座情報と同じ条文に規定され、要件が同一であることから、運用上の問題点は、共通する。

(3) 制度改革を望む声

保管振替機構を第三者として株式情報取得の申立てが出来るように改正して欲しいとの意見が複数あった。

(4) 本執行との連携

アンケート回答者の多くが、申し立てをしたもののまだ結果が出ていないのか、回収率に関する回答数は、少なかった。

利用したことがあるという回答15件のうち、①期待した情報を得ることができ、かつ、その情報に基づく強制執行により想定額よりも債権を回収することができたという回答が1件、あるいは②期待した情報を得ることができたが、その情報に基づく強制執行では想定額を下回る額しか債権を回収することができなかった回答が2

本資料は委員会の見解であり、日本弁護士連合会の公式の見解ではありません。

件である。なお、情報がなかったという回答が10件ある。

以上